

令和7年3月31日

貯金規定改正のお知らせ

貯金規定の改正を令和7年4月1日(火)に予定しています。^(※)

改正内容の詳細につきましては、以下の改正箇所にかかる新旧対照表をご参照ください。

(※) 当該改正内容は、税制改正関連法案の成立（令和7年3月下旬頃予定）を受けて正式決定となりますのでご了承ください。

以上

貯金規定の改正新旧対照表

(下線は、改正箇所)

新	旧
<p>結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約</p>	<p>結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約</p>
<p>1. (特約の適用範囲)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <p>① 貯金者が口座開設時点において20歳(2022年4月1日からは18歳)以上50歳未満であること</p> <p>② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること</p> <p>③ 貯金者が前号の契約にもとづき2015年4月1日から<u>2027</u>年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること</p> <p>④～⑧ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2.～17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2025年4月1日現在)</p>	<p>1. (特約の適用範囲)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <p>① 貯金者が口座開設時点において20歳(2022年4月1日からは18歳)以上50歳未満であること</p> <p>② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること</p> <p>③ 貯金者が前号の契約にもとづき2015年4月1日から<u>2025</u>年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること</p> <p>④～⑧ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2.～17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2023年4月1日現在)</p>

付 則

この貯金規定の改正は、令和7年4月1日から施行する。